平成２４年（フ）第１１７２１号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28　県営アパート２―405
債務者　霜山　美幸
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７４８号
東京都新宿区矢来町23　パティオ矢来１－E
債務者　小山美津代
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７５６号
東京都江東区南砂３丁目２－１―1312
債務者　天海　克己
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７５９号
東京都大田区本羽田２丁目13―19―308
債務者　渡邊　勢男
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７６１号
東京都調布市上石原１丁目26―１―101
債務者　真船　　丈
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７６２号
東京都葛飾区東新小岩１丁目13―７―204
債務者　木村　幸弘
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７６３号
東京都小平市仲町106―２―106、住民票上の住所東京都国立市谷保4348―１―201
債務者　前田　春美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７６５号
東京都目黒区緑が丘１丁目５－１―304
債務者　桑原　智子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７６６号
東京都文京区本駒込５丁目59―５―504
債務者　原　由利香
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７６７号
東京都杉並区梅里２丁目39―９―310　トーシンフェニックス南阿佐ヶ谷弐番館
債務者　伊藤　義和
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７７１号
千葉県市原市惣社218―１
債務者　猪狩　孝之
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７７６号
神奈川県横浜市磯子区洋光台２丁目１―23―505
債務者　武山　準也
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７７７号
東京都杉並区宮前５丁目17―16―201
債務者　青柳　　哲
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７７８号
東京都杉並区高円寺南４丁目28―３―403
債務者　對島　英人
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７８０号
東京都日野市百草999　百草団地134―401
債務者　岸　　淳子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部